

**企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント**

平成 22 年 4 月 4 日
公 認 会 計 士
佐 々 木 秀 和

この度、企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントの機会を頂きましたことに感謝致します。当コメントが貴委員会における議論の一助となることを期待しております。

| 論点の項目 | コメント |
|------------------------------------|---|
| 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法 | |
| 貸借対照表上での取扱いについて | 退職給付債務と年金資産の差額である積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債(又は退職給付に係る資産)として貸借対照表に計上することは、より忠実な表現に資すると考えられるため賛成する。 |
| 損益計算書及び包括利益計算書上での取扱いについて | <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分をその他の包括利益に含めて計上することについては消極的に賛成する。</p> <p>退職給付が労働の対価として支払われる賃金の後払いであるとする、退職給付会計の主な目的は、人件費としての退職給付費用を認識・測定することにあると考えられる。しかし、退職給付費用を直接的に測定することは困難であるために、積立状況を示す額の増減に基づいて間接的に退職給付費用を測定しているのではないかと考える。そうであるならば、積立状況を示す額の測定方法について様々な議論があるとしても、その増減をそのまま当期の費用として計上することが本来あるべき姿ではないかと考える。</p> <p>但し、当期純利益を構成する項目とその他の包括利益を構成する項目についての総合的な整理が未了であると考えられること、及び退職給付費用の取扱いについては国際的な議論の場においても検討中であることから、現時点においては数理計算上の差異及び過去勤務費用に係る費用処理方法を見直さないことに賛成する。</p> |
| 退職給付債務及び勤務費用の計算方法 | |
| 退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて | <p>退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準と給付算定式に従う方法の選択適用を認めている点について、会計基準案第 58 項から第 60 項に記載の理由に加え、以下の理由により賛成する。</p> <p>・それまでの給与水準の推移に関わらず、退職時の給与水準により算定された退職給付見込額を各勤務期間が負担するのであれば、支給倍率等その他の要素についても各勤務期間が等しく負担する期間定額基準の方が整合的であると考えられる。</p> <p><イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">退職給付見込額の推移 ・退職給付 = 退職時給与 × 支給倍率 ・4期後に退職すると仮定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>給付算定式に従う方法 による期間帰属 (実質的には支給倍率基準)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>期間定額基準 による期間帰属</p> </div> </div> |

| 論点の項目 | コメント |
|-----------------------------|--|
| | <p>・一方、給付算定式には経営者の意図が反映されていると捉えることもできるため、より忠実な表現に資すると考えられることから、給付算定式に従う方法を適用することも妥当であると考え。</p> <p>なお、給付算定式に将来の給与に関連する部分(例えば、給付算定式が「退職時の給与×支給倍率」となっている場合の「退職時の給与」の部分)が含まれている場合、給付算定式に従う方法の適用にあたって、当該部分をどの様に取り扱うべきか(除外して考えるべきか否か)をより明確にした方が望ましいため、会計基準又は適用指針にその取扱いを記載するとともに、[設例1]に給付算定式に従う方法による場合を追加すべきと考える。</p> |
| 割引率の見直しについて | <p>給付見込期間ごとに設定された複数の割引率又は給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することについては、比較可能性が高まると考えられるため賛成する。</p> <p>但し、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りにも割引率にも反映されていないことから、将来的にはこの点についても議論すべきと考える。</p> |
| 予想昇給率の見直しについて | <p>将来の昇給が当期の負担に属するか否かは別として、退職給付の変動要因に「予想される」昇給等を含めることについては、「確実に見込まれる」昇給等だけを考慮するよりも合理的と考えられるため賛成する。</p> |
| 開示の充実 | |
| 開示の充実について | <p>開示の充実については、財務諸表の有用性の向上やコンバージェンスに資すると考えられるため賛成する。</p> |
| 注記対象としての割引率について | <p>適用指針案第 60 項において、「数理計算上の計算基礎に関する事項」として割引率を注記すべき旨が規定されているが、明瞭性と比較可能性を高めるため、割引率に変更があった場合には、利息費用の算定に使用した割引率と退職給付債務の算定に使用した割引率をそれぞれ区分して記載することを求めた方が望ましいと考える。</p> |
| 長期期待運用収益率の考え方の明確化 | |
| 長期期待運用収益率の考え方の明確化について | <p>長期期待運用収益率の考え方の明確化については、期待運用収益率の設定がより適切に行われることとなると考えられるため賛成する。</p> |
| その他 | |
| 数理計算上の差異及び過去勤務費用の一括費用処理について | <p>適用指針案第 35 項及び第 42 項において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法について、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法を認めている。この様な一括費用処理は、定額法の一形態と捉えることも可能かもしれないが、即時認識か遅延認識かの点において大きく異なる費用処理方法であると考え。従って、会計基準の本文(又は注解)においても一括費用処理が認められる旨を記載すべきである。</p> |
| 当期の発生額を翌期から費用処理する方法について | <p>適用指針案第 42 項において、過去勤務費用の費用処理方法は、数理計算上の差異の費用処理方法に準じると記載されている。この数理計算上の差異の費用処理方法に「準じる」方法には、会計基準案注 7 に記載されている、当期の発生額を翌期から費用処理する方法が含まれるのか否かが不明確であるため、この点を明示した方が望ましいと考える。</p> |
| その他 | <p>適用指針案第 94 項に記載されている「金銭的時間価値」は、他の会計基準等と平仄を合わせるため、「貨幣の時間価値」とした方が望ましい。</p> |

以上